

果樹農業の振興を図るための基本方針の策定に伴う都道府県における
果樹農業の振興を図るための計画の作成及び関係機関の連携・協力体制の
構築について

令和 2 年 6 月 10 日付け 2 生産第 493 号
農林水産省生産局長通知

改正 令和 7 年 9 月 3 日 7 農産第 2595 号

果樹農業振興特別措置法（昭和 36 年法律第 15 号。以下「果振法」という。）
第 2 条第 1 項及び果樹農業振興特別措置法施行令（昭和 36 年政令第 145 号。
以下「施行令」という。）第 1 条の規定に基づき、令和 12 年度を目標年度と
する果樹農業の振興を図るための基本方針（以下「基本方針」という。）が令
和 7 年 4 月に策定されたところである。

新たな基本方針は、今後の果樹農業振興の基本的な方向を明らかにし、果振
法第 2 条の 3 の規定に基づき、都道府県が作成する果樹農業の振興を図るた
めの計画（以下「振興計画」という。）等の関連施策の運用の指針とするとも
に、その内容に沿って、関係機関の連携・協力の下に果樹農業の振興が図られ
るよう示されたものである。

については、基本方針の策定に伴う都道府県における振興計画の作成と関係機
関の連携・協力体制の構築に関し、別紙の内容に沿って円滑な実施が図られる
よう御配慮いただきたい。

別紙

果樹農業の振興を図るための基本方針の策定に伴う都道府県における果樹農業の振興を図るための計画の作成及び関係機関の連携・協力体制の構築

第1 趣旨

果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号。以下「果振法」という。）第2条第1項及び果樹農業振興特別措置法施行令（昭和36年政令第145号。以下「施行令」という。）第1条の規定に基づき、令和7年4月に新たに策定された果樹農業の振興を図るための基本方針（以下「基本方針」という。）において、果樹農業の振興に向けた基本的考え方として、「生産基盤の強化の加速化」を理念に掲げ、労働生産性の向上及び安定生産の脅威となる気候変動への対応や、担い手の育成・確保、労働力の確保、地域の基幹産業としての付加価値の向上等を進めていくとしたところである。

今後は、新たな基本方針に即して、国や自治体、生産者団体、研究機関等の関係機関が連携し、需要に応える果樹農業の持続的な発展を目指すために必要な取組を計画的かつ一体的に進めていくことが重要である。

これを踏まえ、果振法第2条の3の規定に基づく都道府県における果樹農業の振興を図るための計画（以下「振興計画」という。）の作成及び関係機関の連携・協力体制の構築について、以下に掲げる事項に十分に留意した上で推進することで、新たな基本方針の実現による果樹農業の振興を図る。

第2 振興計画に関する事項

1 振興計画の作成

- (1) 振興計画の計画期間は基本方針と同様に、今後20年程度を見据えた5年間とし、「目標年度」は、果振法施行令第3条の規定に基づき、基本方針と同様に令和12年度と定めるものとする。
- (2) 振興計画における「対象果樹」の選定に当たっては、当該都道府県内で栽培されている果樹のうち、果振法施行令第2条に定められているものは、できる限り対象とするよう努めるものとする。
- (3) 振興計画における「栽培面積その他果実の生産の目標（果振法第2条の3第2項第1号）」は、振興計画の対象となる果樹の種類ごとに、基本方針「第2果実の需要の長期見通しに即した栽培面積その他果実の生産の目標」に即し、近年における全国の栽培面積その他の果実の生産の動向を踏まえ、特に、当該都道府県の位置づけに配慮し、定めるものとする。
- (4) 振興計画における「その区域の自然的経済的条件に応ずる近代的な果樹園経営の指標（果振法第2条の3第2項第2号）」は、振興計画の対象となる果樹の種類ごとに、基本方針「第3栽培に適する自然的条件に関する基準」及び「第4近代的な果樹園経営の基本的指標」に即し、当該都道府県の実情に配慮し、定めるものとする。
- (5) 新たな基本方針の内容を踏まえ、果振法第2条の3第3項の規定によ

り、振興計画で定めるよう努めるとされている事項の中で、以下の内容について記載するよう努めるものとする。

ア 共通事項

新たな基本方針に定めた省力樹形や高温対策の導入、果樹型トレーニングファームの設置、新たな大規模経営体・産地の創出等のK P Iの観点により、都道府県ごとの現状を分析した上で、地域の実情に配慮した方針及び目標を検討すること。

イ 土地改良その他生産基盤の整備に関する事項

土地改良その他生産基盤の整備に関する都道府県関係機関及び関係部署が一体となって連携して取り組むこと。

(6) その他、振興計画の内容については、他の農業振興施策等との総合調整を図るものとする。

2 振興計画の提出・公表

都道府県は、果振法第2条の3第6項の規定に基づき、振興計画を定めたときは、遅滞なく、地方農政局長（北海道にあっては農林水産省農産局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）に提出し、その概要を公表するものとする。

3 振興計画の変更

振興計画の変更については、1及び2に準ずるものとする。

第3 関係機関の連携・協力体制に関する事項

1 全果協及び都道府県果協

国産果実については、その年の気候条件や販売環境によっては、生産量の増加や一時的な出荷集中、低品位な果実の出回り等による、短期的な需給のアンバランスは起こり得ることから、高品質果実の安定供給のためには、産地関係者が、果実の生育状況を把握しつつ、需要に見合った生産・出荷を行うことが重要である。

これらの実現に向けては、全国及び都道府県の段階に設置された生産出荷団体の代表者等で構成する果実生産出荷安定協議会（以下、全国段階に設置されるものを「全果協」（全国果実生産出荷安定協議会）、都道府県段階に設置されるものを「都道府県果協」（都道府県果実生産出荷安定協議会）という。）が、産地の生産基盤の強化や高品質な果実の安定的な生産・出荷のための取組等を積極的に推進していくことが必要である。

これを踏まえ、全果協及び都道府県果協の設置運営等については、「果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律の施行について」（昭和60年7月1日付け60農蚕第3664号農林水産事務次官依命通知。以下「施行通知」という。）第4の2（3）に定めるもののほか、以下に定めるところによるものとする。

(1) 全果協

ア 全果協は、協議会の運営に関し必要な事項を設置運営規程に定めるものとする。

イ 全果協は、以下に掲げる団体の代表者等をもって構成する。

- (ア) 一般社団法人全国農業協同組合中央会
- (イ) 果実の生産・出荷の業務又はその指導を行っている全国の区域を地区とする農業協同組合連合会
- (ウ) 全国段階の商系出荷事業者団体
- (エ) 都道府県果協
- (オ) その他農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が適当と認める団体

ウ 全果協は、原則として以下に掲げる事項について、協議を行うものとする。なお、果振法第4条の3及び施行令第5条で定める特定果実（うんしゅうみかんをいう。以下同じ。）について、農林水産大臣が果振法第4条の3及び施行通知第4の2に基づく生産出荷安定指針（以下「指針」という。）を定めた場合は、指針に即して協議を行うものとする。

- (ア) 高品質果実の生産見込みと夏の高温状況等を見据えた出荷・流通対策に関する事項
- (イ) 出荷時期区分の設定に関する事項
- (ウ) 労働生産性の向上及び生産基盤の強化に関する事項
- (エ) 国産果実及びその加工品の輸出促進に関する事項
- (オ) 生食用及び加工原料用の果実の安定的な出荷に関する事項
- (カ) その他果実の生産及び出荷の安定に関する事項

エ 全果協は、ウに定める事項のうち、都道府県段階に係るものの協議を都道府県果協に委託するものとする。

オ 全果協は、ウの協議終了後速やかに、協議事項について農産局長に届け出るものとする。

カ 農産局長は、オに基づき届出を受けた場合には、その内容を果振法第4条の4の規定に基づき指定された公益財団法人中央果実協会（以下「指定法人」という。）に対し、直接連絡するものとする。この場合において、当該協議及び届出の内容が都道府県に関係するときは、北海道知事に対しては直接、都府県の知事に対しては地方農政局長（沖縄県に対しては内閣府沖縄総合事務局長）を通じ、連絡するものとする。

キ 農産局長は、果実及びその加工品の需給の安定を図る上で、緊急を要する事項について協議するため、全果協の開催を指示することができるものとする。全果協は、協議の内容を速やかに農産局長に報告するものとする。

(2) 都道府県果協

ア 都道府県果協は、協議会の運営に関し必要な事項を設置運営規程に定めるものとする。

イ 都道府県果協は、以下に掲げる団体の代表者等をもって構成する。

- (ア) 都道府県農業協同組合中央会

(イ) 都道府県の区域の全部又は一部をその地区とする農協及びその連
合会（全国農業協同組合連合会の県本部を含む。）

(ウ) 都道府県段階の商系出荷事業者、加工事業者又は販売事業者の団
体

(エ) その他知事が適当と認める団体

ウ 都道府県果協は、(1) エにより全果協の委託を受けた事項につい
て協議を行うとともに、原則として以下に掲げる事項について協議を
行うものとする。この場合、特定果実については指針の趣旨が活かさ
れるよう配慮するものとする。

(ア) 高品質果実の生産見込みと夏の高温状況等を見据えた出荷・流通
対策に関する事項

(イ) 出荷時期区分の設定に関する事項

(ウ) 労働生産性の向上及び生産基盤の強化に関する事項

(エ) 国産果実及びその加工品の輸出促進に関する事項

(オ) 生食用及び加工原料用の果実の安定的な出荷に関する事項

(カ) その他果実の生産及び出荷の安定に関する事項

エ 都道府県果協は、ウの協議終了後速やかに、協議事項について知事
に届け出るものとする。

オ 知事は、エにより届出があった場合には、その内容を地方農政局長
（北海道知事にあつては農産局長、沖縄県知事にあつては内閣府沖縄
総合事務局長）及び都道府県法人（果振法第4条の4第2号に規定す
る都道府県法人をいう。以下同じ。）に連絡するものとする。

カ 知事は、指針に即した指導を行うため、特に必要があると認められ
る場合には、都道府県果協の開催を指示することができるものとし
る。

(3) 全果協及び都道府県果協の開催

全果協及び都道府県果協は、年度当初及び摘果期、出荷期等果実の
安定的な生産・出荷のために必要な時期又は農産局長若しくは知事か
ら開催を指示された場合に、会長が招集して開催するものとする。

2 推進指導体制

(1) 都道府県果協及び生産出荷団体

ア 都道府県果協及び生産出荷団体は、都道府県法人と連携し、安定的
な生産・出荷の趣旨の徹底、生産者及び出荷事業者に対する指導を行
うものとする。

イ 生産出荷団体は、特定果実生産者の了解を得て、都道府県果協及び
都道府県法人に対し、生産出荷情報の提供を行うものとする。

ウ 都道府県果協は、都道府県等と連携し、その構成員の充実等体制の
強化に努めるものとする。

(2) 指定法人及び都道府県法人

- ア 指定法人及び都道府県法人は、関係機関に対し、産地の生産基盤の強化や高品質果実の安定的な生産・出荷の推進等に必要な情報の提供及び支援等を行うものとする。
 - イ 都道府県法人は、都道府県等と連携し、その会員の充実等体制の強化に努めるものとする。
- (3) 都道府県
- ア 都道府県は、都道府県果協及び都道府県法人に対する指導及び支援を行うとともに、農林事務所、普及指導センター、試験研究機関等の出先機関と市町村、生産出荷団体等関係機関との連携を図り、産地の指導体制を整備するものとする。
 - イ 農業共済組合連合会及び市町村の協力を得て、都道府県果協及び都道府県法人に対し、産地の生産基盤の強化や高品質果実の安定的な生産・出荷の推進等に必要な情報の提供を行うものとする。
- (4) 国
- 国は、産地の生産基盤の強化や高品質な果実の安定的な生産・出荷の推進等に資するため、その実施状況等に関する調査及び関係機関・団体に対する情報の提供を行うものとする。